

---

○議長（土屋清武君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 9時50分）

---

◎議案第55号、第56号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋清武君） 日程第3、議案第55号 賀茂地域の広域連携に係る連携協約の変更について。日程第4、議案第56号 下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町における幼児教育アドバイザーの共同設置についての件を一括議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（長嶋精一君） 議案第55号 賀茂地域の広域連携に係る連携協約の変更について。議案第56号 下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町における幼児教育アドバイザーの共同設置について。

詳細は担当より申し上げます。

（教育委員会事務局長 山本 公君 提案理由説明）

○議長（土屋清武君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

○3番（渡辺文彦君） 国の補助をもらって2年間、県は幼児教育アドバイザーということを各市町に派遣して取り組んできたわけですが、現場からの意見というか、そのことによって、現場がどんなふうに向上了とか、どんなメリットがあったとか、そういう意見をおそらく得ていると思うんですけど、その辺をちょっとお知らせ願いたいと思います。

○教育委員会事務局長（山本 公君） 先ほどの説明の中でも若干触れさせていただきました。人員は少ない中で、なかなか研修する機会あるいは指導を受ける機会がないということで、今回アドバイザーの方が、巡回訪問あるいは幼稚園、保育園の方から要請訪問、お願いをしますとあって来ていただいて、そういう研修を通じて先生方の資質の向上というものも当然図れますし、意欲の向上が図られると・・・、また、幼稚園から小学校に移る際の・・・、なかなか不適用を起こすという場面もありまして、小学校と幼稚園の交流、行き来が進んだということがございします。

それから、うちの場合ではないですけども、研修なんかで保護者の方が一緒に入ってやっ

たという地区があるようでございますけれども、保護者の方の幼児教育に関する意識が高まったという効果があったと伺っておりますので、今後このアドバイザーを通じまして、職員の皆さんが研修して、よりよい幼児教育を進めていただければと考えております。

○議長（土屋清武君） ほかにありませんか。

○7番（佐藤作行君） いま、テレビとか新聞でも結構問題になっているようなんですが、在日の外国人の子弟というのは、松崎町には該当者はおりますでしょうか。

○教育委員会事務局長（山本 公君） 昨日、テレビの報道で、ブラジル人の方が多いというお話しがありましたけれども、松崎町としては、そのような事例はございません。

○議長（土屋清武君） ほかにありませんか。

○3番（渡辺文彦君） 先ほどの質問と同じことなんですけれども、ぼくもたまたま女房が保育園に勤めていまして、この教育に関しての意見を昨日確認したわけなんですけれども、やっぱり先生方が気がつかないところを的確に指導していただけて、かなり効果があったと語っています。

そういう意味では、この制度はかなり幼児教育にとってメリットが大きいのかなということを私も身近なところから確認していますので、ぜひ進めていくのがいいのかなとは思っております。

○議長（土屋清武君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土屋清武君） 質疑がないようでありますので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土屋清武君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

はじめに、議案第55号 賀茂地域の広域連携に係る連携協約の変更についての討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土屋清武君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(土屋清武君) 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第55号 賀茂地域の広域連携に係る連携協約の変更についての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(土屋清武君) 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第56号 下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町における幼児教育アドバイザーの共同設置についての討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(土屋清武君) 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(土屋清武君) 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第56号 下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町における幼児教育アドバイザーの共同設置についての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(土屋清武君) 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---